

控訴審第1回代理人意見陳述

「ルールは守って欲しい。」このことが本訴訟の出発点です。

初めに、原審における第1回口頭弁論期日において、現知事が意見陳述したことをここでも引用させていただきます。

「重ねて申し上げますが、多くの県民の負託を受けた知事として、辺野古に新基地を造ることなど絶対に許すことはできません。その思いは今も揺るぎませんが、その一方で私は法治国家において一行政を預かる者として、先の最高裁判決の趣旨に従うことがあるべき態度だと判断し、埋立承認取消しを取り消しました。しかし埋立承認が有効であるとしても、沖縄県が国に対して、埋立に当たって必要な手続きを行うよう求めることは当然であり、法的に必要な手続きを行うよう求めることは当然であり、法的に必要な手続きにおいて適正に審査することもまた当然であると考えております。」

この知事の意見陳述は、この控訴審においても十分に斟酌されるべきことです。

さて、本訴訟自体は、水産行政について知事が持つ権限の一つを巡って、法律の条文解釈という純然たる法律問題が争われている訴訟で、辺野古新基地建設の是非を問うものではありません。辺野古新基地建設を拙速に進めるためなら法の解釈も捻じ曲げてしまうという国のあり方が問われているものです。

原判決は、本件紛争について法的判断をすることは裁判所の権限外であるとする国の主張に追随して、紛争について法を適用して解決することにより「法の支配」を実現するという、憲法により裁判所に与えられた司法の任務を放棄してしまいました。

国の機関である沖縄防衛局は、辺野古沿岸海域の本件水域において普天間飛行場代替施設建設工事として公有水面埋立工事を進めています。この埋立工事には、岩礁破碎等が伴うものです。沖縄県は、沖縄県漁業調整規則を定め、同規則 39 条 1 項は「漁業権の設定された漁場」では、知事の許可を受けなければ岩礁破碎等をしてはならないことを定めています。

本件水域を含む名護市の沿岸海域には、名護漁業協同組合に漁業権の免許がされており、本件水域において知事の許可を受けずに岩礁破碎等をする事は許されません。

実際、平成 26 年には、沖縄防衛局は前沖縄県知事に対して本件水域についての岩礁破碎等許可の申請をして、平成 29 年 3 月末日までの期間について岩礁破碎等許可を受けていました。

ところが、昨年 3 月、前沖縄県知事から受けた岩礁破碎等許可の期限切れが迫ると、国は、突如として、本件水域における岩礁破碎等について知事の許可は不要であり、許可申請をすることなく辺野古新基地建設のための海上工事を進めると表明しました。国は、そ

の理由を、名護漁業協同組合が、本件水域について漁業権の一部放棄の総会決議をして沖縄県に放棄の意思表示をしているから、漁業権が消滅しているとしたのです。

名護漁業協同組合の総会決議には「放棄」という文言はありません。ですから漁業権の一部放棄があったとすることも疑問ですが、この点をさておいても、この昨年3月以降の漁業権の消滅に関する国の言い分は、国が漁業法制定後長年にわたって示してきた漁業法の解釈とは相容れないものです。

漁業法22条は、漁業権の変更は知事の免許によりなされることを規定しています。国は、「いわゆる漁業権の一部放棄は、漁業法上漁業権の変更にあたり知事の免許を要する」との見解をくり返し示してきていました。しかし、名護漁業協同組合は、本件水域についてのいわゆる漁業権の一部放棄について、知事の変更免許は受けていません。したがって、これまで国の示してきた漁業法の解釈よりすれば、本件水域の漁業権は消滅していないことになるはずですが、昨年3月、突如として、国は解釈を変更したのでした。

この解釈変更の経緯について、人見剛「辺野古新基地建設工事における国の無許可の岩礁破碎—水産庁の突然の漁業法解釈の背後にあるもの」法律時報90巻2号は、水産庁に対する官邸からの強い圧力があったことを窺わせる状況証拠を示して、「水産庁がこうし

た解釈変更を行った理由…誰しものが思い描くように、それは、辺野古新基地建設を強引に推進しようとする政府中枢・首相官邸の意向にあると推察される。」と述べているところです。

沖縄県は、国に対して、本訴訟提起前においても、原審においても、漁業法の解釈についての従前の国の解釈との整合性についての確認を求める照会、求釈明を繰り返してきたが、国は、一切、回答をしないという異常な対応に終始していました。この客観的な状況よりしても、国は、辺野古案件のために、恣意的に漁業法の解釈を曲げたとしか考えられないのです。

岩礁破碎等許可は、辺野古新基地建設の当否を審査の対象とするものではありません。しかし、辺野古新基地建設に関する重要な許認可の一つであり、岩礁破碎等許可申請がなされたならば、沖縄県は、漁場汚濁防止対策等について具体的に厳正な審査をするものであり、審査の過程における補正の要求や、許可をする場合でも水産資源保護のために詳細な条件が付される可能性があることとなります。水産資源保護に十分な配慮をすることなく、ただ工事を拙速に進めたいのであれば、許可申請は煩わしい制度でしょう。水産資源保護といったことに煩わされることなく、辺野古新基地建設を拙速に進めるために、漁業法の解釈が恣意的に捻じ曲げられたというのが、本件紛争の実態なのです。

法解釈が捻じ曲げられて紛争が生じたときに、法を適用することによりその紛争を解決することで「法の支配」を実現することが司法という国家作用であり、「法の支配」の守り手となるのが裁判所です。

裁判所は、憲法によって、司法権を行使するという任務を与えられています。憲法に言う司法権とは、「具体的な争いが生じているときに、法を適用して、その争いを解決する国家作用」であり、この司法の意義より、司法権発動の要件として、①具体的な争いがあり、②その争いが法の適用で解決できることが導かれます。

そして、憲法の司法権の規定を受けて裁判所法3条1項は「裁判所は、日本国憲法に特別の定めのある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。」と定め、その意義については「当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法律の適用によって終局的に解決することができるもの」と解されています。

司法権の対象である「法律上の争訟」の要件を備えていれば、裁判所が自ら任務を放棄することは許されないのです。

沖縄県は、国に対して、本件水域については漁業権が設定されているから無許可での岩礁破碎等をすることは認められないとして行政指導をくり返しましたが、国は、名護漁業協同組合の総会決議に

より本件水域の漁業権は消滅したとして、工事を強行しているの
あって、沖縄県と国との間に、沖縄県漁業調整規則に基づく岩礁破
砕等に係る不作為義務という法律関係の存否に関する紛争が存在す
ることは明らかでなのです。そして、この争いは、名護漁業協同組
合が漁業権の一部放棄決議をするだけで漁業権が消滅したのか、そ
れとも、知事の変更免許がないから漁業権は消滅していないのかと
いう、純然たる法解釈の問題です。ですから、裁判所が法を適用し
て判断を示せば解決をするのであり、裁判所には、本件について、
法を適用して判断をする責務が存するものです。

ところが、原審において、国は、裁判所は漁業法についての法的
判断をしてはならないということだけを言い続けました。そして、
原審は、この国の主張に追随して、本件は「法律上の争訟」に該当
しないとして、訴え却下という門前払いの判決をし、本件水域にお
いて無許可で岩礁破砕等ができるか否かについて法解釈を示すこと
をしませんでした。

しかし、本件では、国と沖縄県の間具体的な紛争が存在し、こ
の紛争は裁判所が法を適用して判断を示せば終局的に解決をするの
であるから、本件について実体判断を示すことは、裁判所の権限で
あり、使命であると信じます。

以上